

○幸田町工事請負契約保証事務取扱要領

平成11年
第21号

(趣旨)

第1条 この要領は、幸田町公共工事請負契約約款(以下「工事約款」という。)第4条に規定する契約の保証の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 工事約款第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証とし、課等の長の命を受けて、その所掌に係る売買、賃借、請負その他の契約に関する事務をつかさどる職員(以下「契約担当職員」という。)は、落札者に対し、請負代金額の100分の10以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかに掲げるものを求め、工事請負契約書の提出とともに同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の中欄に掲げる提出書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、工事約款第4条第1項第2号に規定する契約保証金に代わる担保となる有価証券等については、国債(利付国債に限る。以下同じ。)に限るものとし、工事約款第4条第1項第3号に規定する銀行、甲が確実と認める金融機関については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)とする。

保証等の種類	提出書類	工事約款該当条項
契約保証金の納付	領収証書の写し	第4条第1項第1号
契約保証金に代わる担保としての国債の提供	保管有価証券受領証書の写し	第4条第1項第2号
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書	第4条第1項第3号
保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証	保証事業会社が交付する保証事業会社の保証に係る保証証書	第4条第1項第3号
公共工事履行保証証券による保証	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券	第4条第1項第4号
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券	第4条第1項第5号

2 前項の規定は、請負代金額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)が、1,000万円以上の工事請負契約を対象とする。

(契約締結時における取扱い)

第3条 落札決定後、契約担当職員は、落札者に前条第1項の表の左欄に掲げる保証のうち、いずれの保証を付すか契約保証方法通知書(様式第1号)の提出を求め確認するものとする。

2 銀行等の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結のいずれかの保証を落札者が付すとした場合は、契約担当職員は、保証手続のための工事請負契約書案又はこれに代わる書類を落札者に交付するものとする。

3 契約担当職員は、落札者に対し、落札者が記名押印した工事請負契約書の提出とともに前条第1項の表の中欄に掲げる提出書類を提出させるものとする。

4 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 落札者は、契約保証金提出書(様式第2号)を契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金が請負代金額の100分の10以上の額となっていることを確認するものとする。

(2) 契約担当職員は、落札者に納入通知書(様式第3号)を交付するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿(様式第4号の1)にその旨を記載するものとする。

(3) 落札者は、前号の納入通知書を添えて現金を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に現金を提出し、納入通知書兼領収書を受け取った後、その写しを契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(4) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付を必要とする。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(5) 契約担当職員は、納入通知書兼領収書の写しを別途つづつて整理し、納入通知書発行控兼収納簿を工事請負契約書写しと一緒につづつておくものとする。

5 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約保証金に代わる担保としての国債の価格は、額面金額の8割に相当する金額とする。

(2) 落札者は、保管有価証券提出書(様式第5号)を契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、提供される国債の価格が額面金額の8割に相当する金額で請負代金額の100分の10以上の額となっていることを確認するものとする。

(3) 契約担当職員は、落札者に保管有価証券払込書(様式第6号の1)を交付し、保管有価証券提出書を収入役に提出するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿(様式第4号の2)にその旨を記載するとともに、出納課の受領者の受領印を受けるものとする。

(4) 落札者は、保管有価証券払込書に国債を添え契約担当職員を経由して収入役に提出し、保管有価証券受領証書(様式第6号の2)を受け取った後、その写しを契約担当職員に提出する。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

(5) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付を要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(6) 契約担当職員は、保管有価証券受領証書の写しを工事請負契約書写しと一緒につ

づっておくものとする。

6 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 落札者は、銀行等の保証に係る保証書を契約担当職員に提出する。
- (2) 契約担当職員は、落札者から保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、銀行等保証書受払簿(様式第4号の3)にその旨を記載するものとする。
 - ア 名あて人が発注者であること。
 - イ 保証人が銀行等であり、押印があること。
 - ウ 保証委託者が落札者であること。
 - エ 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。
 - オ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
 - カ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - キ 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - ク 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。
 - ケ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。
- (3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付を要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。
- (4) 契約担当職員は、保証書とその写しを工事請負契約書写しと一緒にづっておくものとする。

7 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 落札者は、保証事業会社の保証に係る保証証書を契約担当職員に提出する。
- (2) 契約担当職員は、落札者から保証証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿(様式第4号の4)にその旨を記載するものとする。
 - ア 名あて人が発注者であること。
 - イ 保証人が保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ウ 保証委託者が落札者であること。
 - エ 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。
 - オ 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
 - カ 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。
 - キ 保証金額が契約保証金額以上であること。
 - ク 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。
 - ケ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。
- (3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付を要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。
- (4) 契約担当職員は、保証証書を工事請負契約書写しと一緒にづっておくものとする。

8 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 落札者は、公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当職員に提出する。

(2) 契約担当職員は、落札者から証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 債務者が落札者であること。

エ 公共工事中用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。

オ 主契約の内容としての工事名、工事場所及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名、工事場所及び請負代金額と同一であること。

カ 保証金額が契約保証金額以上であること。

キ 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

(3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付を要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(4) 契約担当職員は、証券を工事請負契約書写しと一緒につづっておくものとする。

9 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 落札者は、履行保証保険に係る証券を契約担当職員に提出する。

(2) 契約担当職員は、落札者から証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 被保険者が発注者であること。

イ 保険会社の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保険契約者が落札者であること。

エ 履行保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

オ 主契約の内容としての工事名、工事場所及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名、工事場所及び請負代金額と同一であること。

カ 保険金額が契約保証金額以上であること。

キ 保証期間が契約締結日から工期の終期の期間を含むものであること。

(3) 契約担当職員は、工事請負契約書の契約保証金欄に「納付を要する。」と記載し、請負契約を締結するものとする。

(4) 契約担当職員は、証券を工事請負契約書と一緒につづっておくものとする。

(請負人の債務不履行による解除時の取扱い)

第4条 契約担当職員は、工事約款第44条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、工事請負契約を解除するものとする。この場合において、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、工事約款第43条第2項の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

2 契約保証金についての取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、工事約款第44条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、契約保証金を本町に帰属させる手続を執るものとする。

- (2) 契約担当職員は、工事約款第44条第2項に規定する違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負人から徴収するものとする。
- 3 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第44条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、契約保証金に代わる担保としての国債を本町に帰属させ、これを現金化して歳入へ振り替える手続を執るものとする。
- (2) 契約担当職員は、工事約款第44条第2項に規定する違約金の金額が、前号による本町に帰属する金額を超過している場合は、当該超過額を請負人から徴収するものとする。
- 4 銀行等の保証及び保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第44条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、銀行等又は保証事業会社に対し、請負人に通知した請負契約解除通知書の写しを提出して、保証金の請求手続を執るものとする。
- (2) 契約担当職員は、工事約款第44条第2項に規定する違約金の金額が、前号により請求し、受領した保証金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負人から徴収するものとする。
- 5 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第44条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、保険会社に対し、保証金の請求手続を執るものとする。
- (2) 契約担当職員は、工事約款第44条第2項に規定する違約金の金額が、前号により請求し、受領した保険金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負人から徴収するものとする。
- 6 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、工事約款第44条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、保険会社に対し、保険金の請求手続を執るものとする。
- (2) 契約担当職員は、工事約款第44条第2項に規定する違約金の金額が、前号により請求し、受領した保険金の金額を超過している場合は、当該超過額を請負人から徴収するものとする。

(工事完成時の取扱い)

第5条 工事完成時の取扱いについては、次項以下によるものとする。

- 2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、請負人に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金返還請求書(様式第7号)及び口座振替申出書の提出を求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、請負人から契約保証金返還請求書及び口座振替申出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、払渡調書を作成し、契約保証金返還請求書及び口座振替申出書を添付して、収入役へ提出するものとする。
- ア 契約保証金返還請求書に記載の金額が当該工事請負契約書に係る保管金の金額と同一であること。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載すること。

イ 契約担当職員は、契約保証金返還請求書の写しを工事請負契約書写しと一緒に
づつておくものとする。

(3) 収入役は、契約保証金を払い出す。

3 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、請負人から工事目的物の引渡しを受けたときは、請負人に対し、
請負代金額の支払請求書の提出とともに保管有価証券利札請求書(様式第8号)の提出
を求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から保管有価証券利札請求書の提出を受けたときは、次に
掲げる事項等を確認の上、保管有価証券利札請求書を収入役へ提出するものとする。

ア 契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

イ 契約担当職員は、保管有価証券利札請求書の写しを工事請負契約書写しと一緒に
づつておくものとする。

(3) 収入役は、国債を契約担当職員を経由して請負人に払い出す。この場合において、
請負人に保管有価証券受領証書の提出を求めるものとする。

4 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、請負人から工事目的物の引渡しを受けたときは、直ちに保証書(銀
行等が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。)を請負人を経由し
て銀行等に返還するものとする。

(2) 保証書を請負人に交付する際には、銀行等保証書受払簿に受領者の署名、受領印を
押印させ、保証書の写し(銀行等が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書
の写しを含む。)を工事請負契約書写しと一緒にづつておくものとする。

5 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、請負人から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証証書(保証事業
会社が交付する変更契約書がある場合は、その変更契約書を含む。)をそのまま工事請
負契約書写しと一緒にづつておくものとする。

(2) 契約担当職員は、契約保証金等受払簿に工事目的物の引渡年月日を記載するもの
とする。

6 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、請負人から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証
証券に係る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)をそのまま工事請負契
約書写しと一緒にづつておくものとする。

(2) 契約担当職員は、契約保証金等受払簿に工事目的物の引渡年月日を記載するもの
とする。

7 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、請負人から工事目的物の引渡しを受けた後も、履行保証保険に係
る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)をそのまま工事請負契約書写し
と一緒にづつておくものとする。

(2) 契約担当職員は、契約保証金等受払簿に工事目的物の引渡年月日を記載するもの
とする。

(請負代金額の増額変更時の取扱い)

第6条 契約担当職員は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合(軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。)で契約保証金の金額、保証金額又は保険金額が変更後の請負代金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更するものとする(当初の保証の方法と別の方法で保証を付しても差し支えない。)。この場合において、銀行等の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券の保証及び履行保証保険契約のいずれかの保証を請負人が付すとした場合は、契約担当職員は、保証手続のための工事請負変更契約書案を請負人に交付するものとする。

2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、請負人に契約保証金提出書を提出させ、納入通知書を請負人に交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する現金を指定金融機関等に納付することを求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、契約保証金の増額分に相当する金額の収入を確認の上、請負契約を変更するものとする。
- (3) 契約担当職員は、第3条第4項第2号、第3号及び第5号の規定に準じ、契約保証金等受払簿に關係事項を記載の上、整理するものとする。

3 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、請負人に保管有価証券提出書を提出させ、保管有価証券払込書を請負人に交付し、それにより契約保証金の増額分に相当する金額の国債を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、契約保証金の増額分に相当する金額の国債の提出を確認の上、請負契約を変更するものとする。
- (3) 契約担当職員は、第3条第5項第3号及び第4号の規定に準じ、契約保証金等受払簿に關係事項を記載の上、整理するものとする。

4 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書の提出とともに前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、銀行等保証書受払簿にその旨を記載するものとする。
 - ア 名あて人が発注者であること。
 - イ 保証人が保証書に記載された銀行等であり、押印があること。
 - ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、銀行等が交付の変更契約書とその写しを工事請負契約書写しと一緒につつっておくものとする。

5 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証

金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書の提出とともに前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

(3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保証事業会社交付の変更契約書を工事請負契約書写しと一緒に添付しておくものとする。

6 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証金額の増額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書の提出とともに前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 債務者が請負人であること。

エ 異動を承認する旨の記載があること。

オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ 増額後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

キ 異動保証期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

(3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保険会社交付の異動承認書を工事請負契約書写しと一緒に添付しておくものとする。

7 履行保証保険についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保険金額の増額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保険金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求める。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書の提出とともに前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 被保険者が発注者であること。

- イ 保険会社の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ウ 保険契約者が請負人であること。
 - エ 異動を承認する旨の記載があること。
 - オ 証券番号が履行保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。
 - カ 増額後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
 - キ 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保険会社交付の異動承認書を工事請負契約書写しと一緒につづっておくものとする。

(請負代金額の減額変更時の取扱い)

第7条 契約担当職員は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合(軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。)で、請負人から契約保証金の金額又は保証金額を変更後の請負代金額の100分の10の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額又は保証金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に保たれる範囲で請負人の欲する金額まで減額変更するものとする。この場合において、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

2 契約保証金についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、契約保証金の減額分につき契約保証金の返還を求める旨の契約保証金返還請求書及び口座振替申出書の提出を求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書の提出とともに契約保証金返還請求書及び口座振替申出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するとともに払渡調書を作成し、契約保証金返還請求書及び口座振替申出書を添付して、収入役に提出するものとする。

ア 契約保証金返還請求書に記載の金額が当該工事請負契約書に係る保管金の金額と同一であること。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載すること。

イ 契約担当職員は、契約保証金返還請求書の写しを工事請負契約書写しと一緒につづっておくものとする。

(3) 収入役は、契約保証金を払い出す。

3 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、契約代金額の保管有価証券利札請求書の提出を求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書の提出とともに保管有価証券利札請求書の提出を受けたときは、請負契約を変更するとともに保管有価証券利札請求書を収入役へ提出するものとする。

(3) 契約担当職員は、保管有価証券払込書を請負人に交付し、減額変更後の契約保証金に相当する金額の国債を指定した日時(保管国債を払い出す日時)に提出することを求めるものとする。

(4) 収入役は、契約担当職員から保管有価証券利札請求書を受領したときは、前号で指

定した日時において、国債を契約担当職員を経由して請負人に払い出す。

(5) 収入役は、国債の請負人への払出しと同時に、請負人から保管有価証券払込書により国債の提出を契約担当職員を経由して受け、請負人は、保管有価証券受領証書を受け取った後その写しを契約担当職員に提出し、契約担当職員は、請負契約を締結するものとする。

(6) 契約担当職員は、保管有価証券受領証書の写しを工事請負契約書写しと一緒につづっておくものとする。

4 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書(様式第9号)を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、銀行等保証書受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

(3) 契約担当職員は、銀行等が交付の変更契約書とその写しを工事請負契約書写しと一緒につづっておくものとする。

5 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保証金額を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

オ 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

(3) 契約担当職員は、保証事業会社交付の変更契約書を工事請負契約書写しと一緒につづっておくものとする。

6 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証金額の減額変更を行おうとする場合は、請負人に対し、工事

請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証金額を変更後の請負代金額の100分の10以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負人から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。
 - ア 債権者が発注者であること。
 - イ 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ウ 債務者が請負人であること。
 - エ 異動を承認する旨の記載があること。
 - オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - カ 減額後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- (3) 契約担当職員は、保険会社交付の異動承認書を工事請負契約書写しと一緒につづけておくものとする。

(工期の延長時の取扱い)

第8条 契約担当職員は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

2 銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券の保証のいずれかの保証を付している場合は、契約担当職員は、保証手続のための工事請負変更契約書案を請負人に交付するものとする。この場合において、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完了するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書とともに前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、銀行等保証書受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、銀行等交付の変更契約書とその写しを工事請負契約書写しと一緒につづけておくものとする。

4 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約

書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書とともに前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

オ 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保証事業会社交付の変更契約書を工事請負契約書写しと一緒に添付しておくものとする。

5 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

- (2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書とともに前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 債務者が請負人であること。

エ 異動を承認する旨の記載があること。

オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

カ 異動後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保険会社交付の異動承認書を工事請負契約書写しと一緒に添付しておくものとする。

(工期の短縮時の取扱い)

第9条 契約担当職員は、工期の短縮を行おうとする場合で、請負人から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。この場合において、履行保証保険の場合は、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

2 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負人に対し、工事請負契約書の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を

含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、銀行等保証書受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(3) 契約担当職員は、銀行等交付の変更契約書とその写しを工事請負契約書写しと一緒にしつつおくものとする。

3 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負人に対し、工事請負契約書の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。

オ 変更後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(3) 契約担当職員は、保証事業会社交付の変更契約書を工事請負契約書写しと一緒にしつつおくものとする。

4 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の短縮変更を行おうとする場合は、請負人に対し、工事請負契約書の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 債権者が発注者であること。

イ 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

- ウ 債務者が請負人であること。
 - エ 異動を承認する旨の記載があること。
 - オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - カ 異動後の保証期間の終期が変更後の工期の終期以後であること。
- (3) 契約担当職員は、保険会社交付の異動承認書を工事請負契約書写しと一緒につづけておくものとする。

(履行遅滞時の取扱い)

第10条 契約担当職員は、履行遅滞が生じた場合において、工事約款第43条第2項の規定により、損害金を徴収して工期経過後相当の期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更するものとする。

2 銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券の保証のいずれかの保証を付している場合は、契約担当職員は、保証手続のための工事請負変更契約書案を請負人に交付するものとする。この場合において、履行保証保険の場合は、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

3 銀行等の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書とともに前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、銀行等保証書受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

イ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印があること。

ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。

エ 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。

オ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、銀行等交付の変更契約書とその写しを工事請負契約書写しと一緒につづけておくものとする。

4 保証事業会社の保証についての取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

(2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書とともに前号の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。

ア 名あて人が発注者であること。

- イ 保証人が、保証証書に記載された保証事業会社であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ウ 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - エ 保証に係る工事の工事名及び請負代金額が工事請負契約書に記載の工事名及び請負代金額と同一であること。
 - オ 変更後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
 - カ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6箇月以上確保されていること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保証事業会社交付の変更契約書を工事請負契約書写しと一緒に添付しておくものとする。
- 5 公共工事履行保証証券による保証についての取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 契約担当職員は、保証期間の延長変更を行おうとする場合は、請負人に対し、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるよう保証期間を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
 - (2) 契約担当職員は、請負人から工事請負変更契約書とともに前号の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、請負契約を変更するものとする。この場合において、契約担当職員は、契約保証金等受払簿にその旨を記載するものとする。
 - ア 債権者が発注者であること。
 - イ 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ウ 債務者が請負人であること。
 - エ 異動を承認する旨の記載があること。
 - オ 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - カ 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。
- (3) 契約担当職員は、請負契約の変更後、保険会社交付の異動承認書を工事請負契約書写しと一緒に添付しておくものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年第16号)

この要領は、平成18年1月1日から施行する。